

# 新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が 払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書について (回答)

## 【 太子町 】

### 【緊急要望事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

社会保険制度と同様に被用者を対象者とする傷病手当金の制度を設けるため、6月議会に条例改正案を提案。

なお、申請については、感染拡大防止の観点から、郵送申請も可能とする予定です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発生時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくても出来るようにすること。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免制度は整備済みで、保険料賦課決定通知書の送付時に案内を同封予定です。

なお、申請については、感染拡大防止の観点から、郵送申請も可能としています。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

新型コロナウイルス感染症への感染に限らず、保険料の納付が困難な場合は保険料の納付相談を随時行っています。また、滞納処分の停止については、法令等に基づき適正に行っています。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

滞納処分については関係法令等に基づき適正に行っています。

- ⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

保険料の減免基準と一部負担金の減免基準が違うことから、必ずしも同時に適用することが出来るとは限りませんが、保険料減免及び一部負担金減免の相談は同時に行えます。

また、郵送申請も可能です。